

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月12日
【会社名】	フマキラー株式会社
【英訳名】	FUMAKILLA LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大下 一明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美倉町11番地
【電話番号】	03(3252)5941(代表)
【事務連絡者氏名】	業務部経理課 課長 藤岡 晃
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田美倉町11番地
【電話番号】	03(3252)5941(代表)
【事務連絡者氏名】	業務部経理課 課長 藤岡 晃
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 660,241,125円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	フマキラー株式会社 広島支店 (広島市西区中広町三丁目17番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年3月2日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、その他の者に対する割当の募集条件、その他この自己株式の処分に関し必要な事項が平成30年3月12日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

< 前略 >

（注）3．本募集とは別に、平成30年3月2日（金）開催の取締役会において、自己株式の処分による当社普通株式2,250,000株の一般募集（以下「一般募集」という。）を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から337,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

（注）3．本募集とは別に、平成30年3月2日（金）開催の取締役会において、自己株式の処分による当社普通株式2,250,000株の一般募集（以下「一般募集」という。）を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した結果、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式337,500株の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行います。

< 後略 >

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	337,500株	739,000,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	337,500株	739,000,000	-

(注)1.本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)4.に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社
割当株数	337,500株
払込金額の総額	739,000,000円

< 中略 >

- 後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のとおり、処分数が減少する、又は処分そのものが全く行われない場合があります。
- 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
- 発行価額の総額及び払込金額の総額は、平成30年2月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	337,500株	660,241,125	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	337,500株	660,241,125	-

(注)1.本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)4.に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	みずほ証券株式会社
割当株数	337,500株
払込金額の総額	660,241,125円

< 中略 >

- 後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のとおり、処分数が減少する、又は処分そのものが全く行われない場合があります。
- 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

(注)5.の全文削除

(2)【募集の条件】

(訂正前)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	- (注)3.	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注)1. 発行価格については、平成30年3月12日(月)から平成30年3月14日(水)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価格と同一の金額といたします。

2. 本件第三者割当自己株式処分においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、発行価格(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。

4. みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(訂正後)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,956.27	- (注)2.	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)

(注)1. 本件第三者割当自己株式処分においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。

2. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、発行価格(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。

3. みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(注)1. の全文削除及び2. 3. 4. 5. の番号変更

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
739,000,000	1,000,000	738,000,000

(注)1. 新規発行による手取金は本募集による自己株式の処分に係る手取金の額であり、発行諸費用の概算額は本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 払込金額の総額は、平成30年2月23日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
660,241,125	1,000,000	659,241,125

(注)1. 新規発行による手取金は本募集による自己株式の処分に係る手取金の額であり、発行諸費用の概算額は本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注)3. の全文削除

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限738,000,000円については、本件第三者割当自己株式処分と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額4,919,000,000円と合わせた手取概算額合計上限5,657,000,000円について、以下の通り充当いたします。

平成24年11月に、殺虫剤の需要が見込まれるASEAN市場における当社グループの事業基盤の強化、事業拡大を目的として、ASEAN市場において殺虫剤の製造販売を行っていたTechnopia Sdn.Bhd.(現社名Fumakilla Asia Sdn.Bhd.)及びPT. Technopia Jakarta(現社名PT. FUMAKILLA NOMOS)の株式を取得、両社を子会社化した際の長期借入金(シンジケートローン)の返済に1,290百万円(平成31年3月期)、その後の平成28年12月に当該東南アジア海外子会社2社の株式を追加で取得、両社を完全子会社化した際の短期借入金の返済に1,800百万円(平成30年3月期)

新たに設立するミャンマー子会社Fumakilla Myanmar Limitedへの設立にかかる出資金として600百万円(平成31年3月期)。なお、当該ミャンマー子会社への出資金は、ミャンマーにおける新工場建設にかかる土地の購入を含めた工場建設、生産設備資金として充当

当社広島工場内における新たな研究開発及び生産施設であるブレーンズ・パークにおける研究開発棟の建設及び生産設備資金に1,910百万円(平成31年3月期497百万円、平成32年3月期1,227百万円、平成33年3月期186百万円)

残額は当社の運転資金(平成31年3月期)

また、上記手取金は、具体的な充当時期までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額上限659,241,125円については、本件第三者割当自己株式処分と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額4,392,607,500円と合わせた手取概算額合計上限5,051,848,625円について、以下の通り充当いたします。

平成24年11月に、殺虫剤の需要が見込まれるASEAN市場における当社グループの事業基盤の強化、事業拡大を目的として、ASEAN市場において殺虫剤の製造販売を行っていたTechnopia Sdn.Bhd.(現社名Fumakilla Asia Sdn.Bhd.)及びPT. Technopia Jakarta(現社名PT. FUMAKILLA NOMOS)の株式を取得、両社を子会社化した際の長期借入金(シンジケートローン)の返済に1,290百万円(平成31年3月期)、その後の平成28年12月に当該東南アジア海外子会社2社の株式を追加で取得、両社を完全子会社化した際の短期借入金の返済に1,800百万円(平成30年3月期)

新たに設立するミャンマー子会社Fumakilla Myanmar Limitedへの設立にかかる出資金として600百万円(平成31年3月期)。なお、当該ミャンマー子会社への出資金は、ミャンマーにおける新工場建設にかかる土地の購入を含めた工場建設、生産設備資金として充当

当社広島工場内における新たな研究開発及び生産施設であるブレーンズ・パークにおける研究開発棟の建設及び生産設備資金に1,361,848,625円(平成31年3月期497百万円、平成32年3月期864,848,625円)

また、上記手取金は、具体的な充当時期までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】**オーバーアロットメントによる売出し等について**

（訂正前）

当社は、平成30年3月2日（金）開催の取締役会において、本件第三者割当自己株式処分とは別に、当社普通株式2,250,000株の一般募集（一般募集）を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から337,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本件第三者割当自己株式処分は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社が、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成30年3月27日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

<後略>

（訂正後）

当社は、平成30年3月2日（金）開催の取締役会において、本件第三者割当自己株式処分とは別に、当社普通株式2,250,000株の一般募集（一般募集）を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した結果、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式337,500株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本件第三者割当自己株式処分は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社が、平成30年3月15日（木）から平成30年3月27日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

<後略>